

京都府立少年自然の家条例

〔京都府条例第2号〕
〔昭和58年1月11日〕

（設置）

第1条 自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るため、京都府立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を次の表のとおり設置する。

名 称	所 在 地
京都府立南山城少年自然の家	相楽郡南山城村大字田山小字ツルギ55番地の2
京都府立るり溪少年自然の家	船井郡園部町大河内小米坂1番地の9

（事業）

第2条 少年自然の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 少年の野外活動の助長に関すること。
- (2) 少年の団体活動の助長に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、少年の健全育成に関し必要な事業

（利用者の責務）

第3条 少年自然の家の施設（以下「施設」という。）の利用者は、施設内の秩序を尊重し、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他管理者の指示に従わなければならない。

（指定管理者による管理）

第4条 京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、少年自然の家の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 次条第1項の使用の承認に関する業務
- (3) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

2 教育委員会は、前項各号に掲げる業務の執行に要する費用として、予算の範囲内において定める額を指定管理者に対して支払うものとする。

（使用の承認）

第5条 施設を使用しようとする者は、指定管理者（使用の承認の業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。以下この条及び次条において同じ。）の承認（以下「使用の承認」という。）を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、使用を不相当と認めるときは、使用の承認をしないことができる。
- 3 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

(承認の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が第3条の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が、使用の承認の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) その他施設の管理上やむを得ない理由があると認めるとき。

(利用料金等)

第7条 使用者は、指定管理者にその使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、使用の承認を受けると同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。
- 4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会規則の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 使用者は、教育委員会が使用の承認を行うときは、第1項の規定にかかわらず、利用料金の額と同額の使用料を府に納付しなければならない。この場合において、使用料の納付時期、還付及び減免については、利用料金の例によるものとする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設の入所児童が使用するとき。
- (2) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)第2条に規定する保護者の子女のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条に規定する学齢児童又は同法第39条第2項に規定する学齢生徒が使用するとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会規則で定めるとき。

(休業日)

第9条 少年自然の家の休業日は、教育委員会規則で定めるものとする。

(教育委員会規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、少年自然の家の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
(京都府立南山城少年自然の家条例の廃止)
- 2 京都府立南山城少年自然の家条例(昭和48年京都府条例第27号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧条例によってした手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例によってしたものとみなす。
- 4 旧条例の規定により納付された使用料は、この条例の規定により納付されたものとみなす。

附 則(昭和62年条例第12号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第69号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第12号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年9月1日までの間において規則で定める日から施行する。(略)

(経過措置)

- 2 前項の規則で定める日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の各条例の規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為については、この条例による改正後の各条例の相当規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為とみなす。
- 3 第9条の規定による改正前の京都府立勤労者福祉会館条例第6条第1項の規定により管理を委託している京都府立勤労者福祉会館、第20条の規定による改正前の京都府立都市公園条例第17条第1項の規定により管理を委託している京都府立都市公園及び第24条の規定による改正前の京都府立少年自然の家条例第8条第1項の規定により管理を委託している京都府立少年自然の家の管理については、これらの施設に係る指定の処分により指定管理者が管理を開始する日までの間は、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 この条例による改正後の各条例に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、施行日前においても、当該規定の例により行うことができる。

別表（第7条関係）

区 分		利用料金の上限の額	
		京都府立南山城少年 自然の家	京都府立るり溪少年 自然の家
宿 泊 室	小学校又は 中学校の児 童又は生徒	1人1泊につき 300円	1人1泊につき 300円
	高等学校又 は高等専門 学校の生徒 又は学生	1人1泊につき 500円	1人1泊につき 500円
	一般の者	1人1泊につき 1,000円	1人1泊につき 1,000円
キャンプ場	小学校又は 中学校の児 童又は生徒	-	1人1泊につき 200円
	高等学校又 は高等専門 学校の生徒 又は学生	-	1人1泊につき 350円
	一般の者	-	1人1泊につき 700円
プ レ イ ホ ー ル		1日につき 2,000円	1日につき 2,500円
研 修 室		1日につき 2,000円	1日につき 2,000円

- 備考 1 この表において「小学校又は中学校の児童又は生徒」とは、学校教育法第1条に規定する小学校若しくは中学校の児童若しくは生徒（同条に規定する中等教育学校の前期課程又は同条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校（以下「盲学校等」という。）の小学部若しくは中学部の児童又は生徒を含む。）又はこれらに準じる者をいう。
- 2 この表において「高等学校又は高等専門学校の生徒又は学生」とは、学校教育法第1条に規定する高等学校若しくは高等専門学校の生徒若しくは学生（同条に規定する中等教育学校の後期課程又は盲学校等の高等部の生徒を含む。）又はこれらに準じる者をいう。
- 3 学齢に達しない者については、利用料金を徴収しない。
- 4 プレイホール及び研修室の利用料金は、宿泊者が使用する場合は徴収しない。
- 5 暖房設備又は冷房設備を使用する場合は、実費相当額を加算することができる。